

定 款

一般社団法人 重仮設業協会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人重仮設業協会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番10号に置く。

2. 本会は、必要ある場合には理事会の決議を経て従たる事務所を設けることができる。

(目 的)

第3条 本会は、重仮設材の施工並びに賃貸の業務に関し、広く知識を内外に求めながら調査、研究を継続的に行い、建築土木の基礎仮設材及び施工・工法の技術改善と安全の向上を追求し、法令順守の下、建設産業の健全な発展に寄与するとともに、社会への貢献を果たすことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 重仮設材に関する調査研究
- (2) 重仮設材の技術に関する調査研究
- (3) 重仮設材に関する関係機関等への協力及び建議、請願
- (4) 技術、工事及び安全に関する研修会、講習会の開催
- (5) 統計資料に基づく調査研究
- (6) 機関紙及び参考図書 of 刊行
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の通りとし、理事会員、普通会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」

という。)上の社員とする。

- (1) 理事会員 重仮設材の施工並びに賃貸を主業務として一定の資材を保有し、且つ、円滑に供給する能力を持つ法人
- (2) 普通会員 重仮設材の施工並びに賃貸を業務とする法人
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する重仮設材製造業者及び取扱商社、その他法人
- (4) 特別会員 理事会員及び普通会員が全額出資した系列下にある法人

(入会の手続き及び会員の種別変更)

第6条 本会の会員となるには、前条の資格を有し、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 会員が種別の変更を申し出た場合には、変更申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 理事会員、普通会員及び賛助会員は、社員総会において別に定めるところに従って、入会金及び会費を納付しなければならない。

尚、特別会員は入会金及び会費について納付を要しないが、理事会から寄付金の要請を受けることがある。

2. 入会金及び会費は別途に定める。
3. 納付した入会金及び会費は理由の如何を問わず返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 第5条に規定する資格を欠いたとき
- (2) 退会したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。

2. 理事会の決議により、退会届が受理されたときより会員の資格を失う。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議により除名することができる。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき
- (2) 定款またはこれに基づく規定に違反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷付け、または目的に反する行為があったとき

第 3 章 役 員 等

(役員の種類及び員数)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

理 事	4 名以上
監 事	1 名

2. 理事のうち、代表理事を会長とし、副会長 1 名を置き、必要に応じて専務理事及び常務理事として各 1 名を置くことができる。

(役員を選任)

第 12 条 理事は、社員総会において理事会員の代表権のある者の中から選任する。ただし、必要に応じて会員以外の学識経験者などからの選任を妨げない。

2. 会長は、理事会において理事の中から 1 名を選定のうえ、法人法上の代表理事とし、副会長は理事の中から会長が指名する。
3. 専務及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
4. 監事は、理事会において普通会员の代表権のある者が指定した者の中から候補者を推薦し、社員総会において選任する。

(役員の仕事)

第 13 条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 専務理事は会長を補佐し、理事会の定めたところに従って、本会

の業務を処理する。

4. 常務理事は専務理事を補佐し、専務理事に事故あるときはその職務を代行する。
5. 監事は、法人法に規定する職務を行う。

(役員任期)

第 14 条 理事及び監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

2. 役員のうち会長、副会長及び監事職の任期は、再任の場合 3 期を限度とする。
3. 役員に欠員を生じ、理事会で補欠の必要を認めた場合には、第 12 条の規定に準じて補欠選任を行なう。
4. 補欠又は増員により就任した理事の任期及び補欠により選任された監事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
5. 役員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任後も後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(役員解任)

第 15 条 役員は、任期中でも本会の名誉を損傷し、又は本会の趣旨に反するような行為があったときは、社員総会の決議により解任することができる。

(相談役及び顧問)

第 16 条 本会は、相談役及び顧問を置くことができる。

2. 相談役及び顧問は、別に定める有資格者であって理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 相談役及び顧問は、会長または理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。

(報酬)

第 17 条 役員に対し必要と認めるときは、社員総会の決議により報酬を出すことができる。

第4章 会 議

(会議の種類)

第18条 会議は、社員総会及び理事会とする。

(社員総会)

第19条 社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎事業年度経過後2ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、理事会の決議または会員の総議決権個数の5分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

(構成)

第20条 社員総会は、理事会員、普通会員及び賛助会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(社員総会の招集)

第21条 社員総会は理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 社員総会を招集するには会議を構成する会員に、少なくとも開会の日の1週間前までに会議の目的である事項並びに日時場所を示して、招集の通知を発しなければならない。

(社員総会の定足数及び議決)

第22条 社員総会は、第23条によって計算された総議決権個数の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。但し、委任状による出席を妨げない。

2. 社員総会の議事は、過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決権)

第23条 議決権個数は理事会員が2個、普通会員及び賛助会員が1個とする。

2. やむを得ない理由のため欠席する会員は、他の出席会員を代理人として、議決権を行使することができる。

この場合、代理権を証する書面を提出しなければならない。但し、理事会員以外の会員は 2 名以上の会員の代理をすることができない。

(会議の議長)

第 24 条 社員総会及び理事会の議長は会長とする。

(社員総会に付議すべき事項)

第 25 条 次の事項は、社員総会で決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 入会金及び会費の決定、変更
- (4) 定款の変更
- (5) 役員を選任
- (6) 役員を解任
- (7) 解散
- (8) その他理事会で付議する必要があると認めた事項
- (9) その他定款で定められた事項

(社員総会の議事録)

第 26 条 社員総会の議事録は、議長が少なくとも次の事項を記載して作成し、議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員の総数
- (3) 本人出席者及び委任状出席者の数、及び各議決権個数の合計
- (4) 議事の要領
- (5) 決議した事項

(理事会の招集及び議決)

第 27 条 理事会は会長が招集し、理事会の日の 3 日前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2. 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催できない。
3. 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。

(理事会に付議すべき事項)

第 28 条 理事会においては、次の事項を決議する。

- (1) 業務の執行に関する事項
- (2) 財産の管理に関する事項
- (3) 社員総会に付議すべき事項
- (4) 社員総会の決議により委任された事項
- (5) その他会務運営上必要ありと認めた事項

(理事会の決議省略)

第 29 条 法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(監事の出席)

第 30 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、その職務に関し意見を述べなければならない。

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事録は、第 26 条に準じて議長が作成し、出席理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

第 5 章 委 員 会

(委 員 会)

第 32 条 本会は第 4 条の事業を行なうため、理事会において必要と認めた場合は委員会を設けることができる。

2. 委員会の構成その他委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

第 33 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局には事務局長及び職員を若干名置く。
3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
4. 事務局長は、理事をもって充てることができる。
5. 事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 34 条 本会の資産は、次の各号により構成される。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第 35 条 本会の経費支弁は、資産をもってする。

(資産の管理)

第 36 条 本会の資産は、理事会の定めるところに従って会長が管理する。

(事業年度)

第 37 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日にて終わる。

(決算、事業の承認)

第 38 条 会長は、事業年度終了後 1 ヶ月以内に次の書類を作成し、監事の監査及び理事会の承認を受けたうえ、社員総会に提出して、その報告又は承認を受けなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告書
- (4) 附属明細書

(予算の更正及び補正)

第 39 条 予算の更正及び補正の必要が生じた時は、理事会で決議することができる。

第 8 章 雑 則

(会務施行細則)

第 40 条 会長は、理事会の決議を経て、会務施行に関し必要な細則を定めることができる。

(残余財産の処分)

第 41 条 本会が解散した時の残余財産は、社員総会の決議をもって、公益社団法人もしくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第 42 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(清 算 人)

第 43 条 本会が解散した時は、会長が清算人となる。

第 9 章 公 告

(公 告 方 法)

第 44 条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(附則削除)

(変更経緯)

○平成27年4月1日 主たる事務所の変更
(同年4月16日効力発生)

平成27年4月1日

上記は本会の定款と相違ありません。

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番10号
一般社団法人 重仮設業協会
代表理事 志 村 孝 一